HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	“空隙”としての「口語詩」：明治四十年代「口語」と「詩」をめぐる問題系（前）
Author(s)	竹本, 寛秋
Citation	国語国文研究, 123, 19-27
Issue Date	2003-01-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/93720
Type	journal article
File Information	kokugokokubunkenkyu_123_19-27.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

〝空隙〟としての「口語詩」
――明治四十年代「口語」と「詩」をめぐる問題系――（前）

竹本寛秋

一　「口語詩」の創出にかかわる理論的前提

本稿においては、明治三十八年から明治四十二年における、詩における理念系の生成に関わる問題を論じることになる。これは一般的には「口語詩」「口語自由詩」という名前で呼ばれる概念にかかわる。しかし本稿にではこうした名称を前提にし、あらかじめ遡及的な見方によって「口語詩」「口語自由詩」を追認することは避けておきたい。他の多くの名辞をめぐる問題と同じように、「口語詩」「口語自由詩」という理念系が効力を発するのは、それが形成された後のことだと考えるからである。

はじめに理論的枠組みを提示しておこう。まず、「口語詩」という概念はなんらかの実質を伴って生成したものである必要はなく、むしろ概念の成立が個別の作品を審査し資格づける基準となるような、そうした概念である、と考えることが必要である。現実になんらかの実体が「口語詩」として存在するわけではない。もちろん過去に詩は多く生産されそこからある傾向をくくりだし範疇化することは不可能ではないにせよ、人見圓吉がその膨大な調査によって明らかにする「口語詩」の起源が山田美妙の「風琴調一節」までさかのぼりうる、あるいは賛美歌や今様など起源はより多く発見可能なものであるように、そうした作業は極めて曖昧な定義づけであるのみならず、事後的に成立した視線を通して、過去のテクストを判定していくという誤りを犯している。(1)

そうした錯誤に陥らないためにも、ここでは、「口語詩」が体系として把握され表象される事態の成立によって、「口語詩」が実定的に把握されうる状況が出現した、と記述することを出発点にしたい。これはほとんど同語反復であるが、明治三十八年から四十二年にかけて出現する詩をめぐる発言を分析することで、当時における言説の生成を記述し、そのことがすなわちそれ自体の成立の条件であるともいうべき状況を記述しようと考えるのである。

その過程において、ともすれば陥りやすい暗黙の前提を一度解体しておきたい。

① 「口語詩」「口語自由詩」は、小説の場での「言文一致」の影響によって、小説よりも後の時期に形成されたものだ。

② 「口語詩」「口語自由詩」は、小説の「言文一致」の過程と相同的な、同種の過程を経ることによって達成された。

以上のような前提はともすれば、文学史的事実であるか、考えるまでもない自明のものであると見なされる可能性がある。しかし、事態はそれほど単純ではない。なぜなら、こうした把握は、「口語詩」「口語自由詩」が「小説」の後に、「小説」と相同的に形成されるべきものだという暗黙の了解を前提してしまっているからである。「口語詩」は別に「小説」の「言文一致」とはその土台からして異なっていてもよいものであり、ここには、時間の前後関係を因果関係として読み直す誤りがある。「口語詩」「口語自由詩」という領域は、「小説」対「詩」を全体とする体系が自明のことと認定される時、論理的には全く無関係でもかまわないものが、初めて同類の体系として領域確保されることによって出現する。つまり「小説」と同じように「詩」が「言文一致」されるべきものとして見なす視線が獲得されたために、「詩」はおなじく「言文一致」されるべきものとして創出される、といえるだろう。ここにおいてこうした概念を補強あるいは枠づけるものとして、「文学」概念の状況の変化や、「国語」における「標準語」形成、「自然主義」論の勃興をとりあげることができるだろう。例えば「文学」概念の体系化が、鈴木貞美に従えば「明治三十九年」前後に成立するような事態―明治三十七年における東京帝国大学の制度において哲学、史学、文学という区分が最終的に明確なったという事態、明治三十九十二月の岩城準太郎『明治文学史』の刊行による歴史の正系化―などによって、「文学」の語が特に断らずとも言語芸術を指し示す事が自然になった事態の成立があげられる。[2] また同じく、言語に関して、明治三十四年には「言文一致の実行についての請願」が貴衆両院で可決され、それを受けて明治三十五年に文部省内に国語調査委員会が発足し、決議事項として、文字は音韻文字（フォノグラム）を採用すること、文章は言文一致体を採用すること、国語の音韻組織を調査すること、方言を調査して標準語を選定すること、といった方針がだされることも指摘できる。あるいは『破戒』（明治三十九年）や『蒲団』（明治四十年）が刊行され、それに対する反応として「自然主義」がこの時期多数の論争を巻き起こし、後に見ていくように「自然主義」の影響としての口語詩という概念を派生させていくことも同じくとりあげることができるだろう。

こういった状況が、「口語詩」概念の出現の条件として整ったと考えることもできるが、ここでは、それらを同時に組み合わさっているもの、としてとらえてみたい。それらは単純な影響関係というよりは、互いにそれが同時に参照し／されつつ構築される関係であるとみなすことにする。

このように見るならば、②における錯誤は明らかであろう。そこにおいては、「口語詩」の形成と小説の「言文一致」が根拠なしに同質のものであり同様の過程において生成されたものだ、という錯誤がある。このことは歴史性を捨象することにおいて成り立つ。先に

提示したように、論理的に言ってそれらが均質である必要は全くなく、むしろ非対称で異質なものであったはずだ。例えば小説において「言文一致」という理念は未だ確定せざる未来であり、欠如を対象項にすることで不完全な体系として成立したといえるが、「詩」の「口語化」においては想定される未来と達成された現在を「小説」にみることができるという、決定的に異なる状況がある。また、関連していく概念「口語」「国語」「標準語」「文学史」も先ほどおおざっぱに概観したように、「小説」における「言文一致」の概念形成の場合とは文脈を異にするものであるはずである。

「口語詩」は、しかし、こうした暗黙の条件が自明と見なされたとき、いつのまにか実定的な概念としての地位を確立するのである。あるいは実定的な概念として「口語詩」が成立することによって、「口語詩」生成の条件が整ったということになる。「口語詩」はこうした錯誤が自明と考えられるようになったとき、あたかもパズルの最後のピースをはめるような形で、成立する。「言文一致」された「小説」に対して「言文一致」されない「領域」としての「詩」、その〝空隙〟は周囲の状況により形成された空白であるものが、実体をもつかのように出現させられたものとしてある。

本稿においてはこのような観点から、明治三十八年から明治四十二年にかけての言説を検討し、「口語詩」をとりまく状況を確認していくことになる。検討の対象としては主に明治三十八年から明治四十二年の雑誌に発表された詩と言語の関係、詩を領域づける発言を取り上げることにする。この範囲を取り上げる理由は、「口語詩」を問題として浮上させる発言の初めが明治三十八年にあり、そして明治四十二年には、相馬御風の「口語體の自由詩が、今や詩壇の殆ど全部を領するやうになつた」[3]という発言や、口語詩反対の立場をとる茅野蕭々の「諸種の文藝雑誌に月々公にせらるゝ詩歌は、實に大半は口語詩なり、自由詩なりである其勢力は、眞に絶大だと云はねばならない」[4]という発言に見られるように、「口語詩」が現在の主流になっているという現状認識が共有化されると見なせるからである。

また、本稿においては、明治三十年代後半の、蒲原有明『春鳥集』『有明集』、薄田泣菫の『白羊宮』をめぐっての言語をめぐる文章との連続性も視野に入れることにする。なぜなら、それらは口語詩論と極めて近接あるいは重なる時期に現れ、後の口語詩論に於けるネガの役割を果たしたと考えるからである。

二　象徴詩と言語の問題をめぐって

明治三十年代の終わりごろ、詩壇のメイントピックとして様々な発言のなされた詩集として、日本における「象徴詩」の試みとして現在名指される『春鳥集』『海潮音』『有明集』『白羊宮』を取り上げることができるだろう。これらにおいて言語をめぐって提起された問題は、主に様々な位相の語彙を混在させることに関する当否にかかわっている。蒲原有明によって書かれた『春鳥集』序には、用語、形式の問題に関して次のように断り書きされている。

詩形の研究は或は世の非議を免かれざらむ。既に自然及人生

に對する感觸結想に於て曩日と異るものあらば、そが表現に新なる方式を要するは必然の勢なるべし。（中略）かの音節、格調、措辭、造語の新意に適はむことを求むると共に、邦語の制約を寛うして、近代の幽致を寓せ易からしめむとするは、詢に已み難きに出づ。これあるが爲に晦澁の譏を受くるは素よりわが甘んずるところなり。(5)

ここでは、新しい「感觸結想」には新しき「音節、格調、措辭、造語」が必要なこと、そのためには「邦語の制約」をゆるくすることが必要なこと、そしてそれが「晦澁」とそしられることは甘んじて受けることが述べられている。ここでは、新しい内容＝新しい言葉という等値関係が想定されている。

それに対する反応は次のような形を取る。

［与謝野寛の発言］先づ此詩で感服するのは、題目の取り方が珍しいのと、用語が新しい題目に伴うて悉く新しいと此二つであります。（中略）著者は能く此新しい思想なり、此珍しい言葉なりを以て、新しい七五調の形に入れて作られたのを感服します。(6)

ここでは、有明の主張がそのまま認められていると言っていいだろう。他にも伊吹郊人の「第二邦語の制約を寛うすといふことも、既に散文の文法をもて韻文を律すべからざる例に視ても、詩といふものが或程度までハ國語制約に對して自由なること明かにして、新格調を唱へんすればこそ殊更にこれを說きもすれ、詩の嗣句に對しては自然に許容されあることなり」(7)や、櫻井天壇が「或程度迄は國語の制約を寛うせざる可からざるの必要を生ずる事あり」と述べつつそれに制約を付し「曰く視聽の感覺印象を相交錯して表現せんとせば、或程度迄國語の制約を寛減して可なり」(8)と述べていることがあげられる。これらの評から、現在までの言葉では表現できない事象を歌うためには必要悪として通常の言葉からの逸脱が認められているといえる。

しかし個別の用語使用に対しては、次のような発言が認められる。

［与謝野寛の発言］『さかみづき』の非難がありましたが、それは此『さかみづき』といふ言葉が餘りに古語であるので、前後の普通語、普通語脈の句と懸隔して居る爲に、一つは分り惡いのであらうと思ふ。古い言葉の使いやうが穩やかでない爲に詩を難解にして居る(9)

ここにおいて、ある言葉とそれに近接する別の言葉が、「普通語」から逸脫していること、あるいは使用される語が雑多な典拠を持つ言葉であることが「難解」あるいは「統一を壞し」ているとしてマイナスに評価されている。しかし、一つ注意しておかなければならないことは、賛成反対いずれの立場をとるにせよ、用語の可否は体系としての言語の問題としてはとらえられていないということである。それは表現された「詩」という局面のみにおける問題なのであって、それが現在の言語体系（もちろんこれも想定されることで出現

する概念であるが）にどう関与あるいは参照されるかという問題ではないのである。「古語」であるから「難解」であっても、それは話者の言語体系になんら関わる問題として取り上げられるのではなく、あくまでも個別の詩に関する言葉の問題として、これらはとらえられているだろう。伊吹郊人の発言からは、「詩」というものが、通常の言語の範囲を逸脱する言語の用法をとることも許容されている。つまり、「詩」は通常の言語に束縛されない、あるいは裏返して言うと「詩」の言語は言語体系を直接脅かすものとしてはとらえられていない、ということがいえるだろう。

次に同じ与謝野寛の発言であるが、やや文脈を異にするものを検討してみる。

> [与謝野寛の発言]一體薄田氏の用語には造語が少ない、珍しい詞のやうでも、大抵辭書なり古書なりに典據のある詞である。これは詩人の用意の深い處と、私は多年敬服して居る。國語の智識の乏しい餘りに漫りに怪しい造語を出だす作者などは、宜しく薄田氏のこの用意に學ぶべきでありませう。(10)

ここにおいては、詩の用語として採用すべきなのは、「國語」の上で正しいものだとされ、それは茅野蕭々の「今の言語と多少聯絡のある」といった発言にも近似している。ここでは、詩を言語化する過程の中で、「國語」「言語」に参照しうる言葉を採用するべきだ、ということが言われている。先ほどの発言と微妙に異なっているが、しかし、その延長に「詩」が「國語」「言語」に影響するという観点はみられないことに注意しておこう。

しかしこうした明治三十年代に見られる言説は、明治四十年に入ると、微妙なしかし重要な変容を見せる。

> 日本現代語はまだ元來の意味に於て成立しては居らぬ。詩人が古語を復活し又新造語をなさばこれが現代語になるのである。（中略）日本現代語をして十分言語の能力を発揮せしめむとするならば必ず古語を復活させねばならぬ(11)

ここでは、詩人の「古語」使用が、現在および将来における「現代語」の豊饒化につながる、ということが言われている。これは、先ほどまでの発言とは異なり、「詩」を書くことが「現代語」に影響する、「現代語」をより完全にならしめるという観点が導入されていることが注目できるだろう。これは極めて重大な観点の創出といえる。詩を書くことが「言語」に影響を与える、という観点は、当たり前にも思えるが決してそうではない。むしろ詩が通常の「言語」のみで書かれ得るものであり、それらは相互に参照可能でなければならない、という認識の方が遙かに新しいものといわなければならない。ここでいう参照可能とは、個別の詩については、それらが「言語」規範を逸脱しておらず常に規範によって生成されうる言葉によって書かれているということであり、言語に関しては、詩に書かれている言葉が矛盾無く言語体系の中に包含されているという事態を指す。ではこの地殻変動は何にどのように影響するのか。

三　再歴史化される有明、泣菫

現在明治四十一年の『有明集』発表に対する評価としてよく知られているように、有明等の詩は御風その他新しい詩人によって激しく攻撃された。そこでは有明等を「技巧」[12]とし、新しい詩人を「全人格の同時に燃焼し得る人」[13]として、新旧を画す操作がみられるが、有明等の評価軸の変更はそれより三〜四ヶ月前に既に行われているように見える。

> 今でこそ物珍らしく言文一致詩などゝ唱へてゐるものゝ、日本の詩の當初の目的は則ちそれであつた。明治十五年の四月、外山矢田部井上三博士が『新體詩抄』を出して泰西のポエトリーに對應する一種の詩を創唱せられた時、矢田部氏の序文中に、
>
> 我邦人の從來平常の言語を用ひて詩歌を作る事少きを嘆じ、西洋の風に摸倣し、一種新體の詩を作り出せり云々、
>
> とある、即ち現に吾人が日本のポエトリーと呼ぶ新體詩當初の目的は實に平常の言語を用ゐて作らんとしたものである。この目的約束をのみ一途に進めて行つたなら今更二十六年の後に言文一致——市井平常の言語を用ひた詩の可否、能不能などゝいふ問題を論ずる事なくして終つたのであらう。過去の歴史は當初の目的より外れた道に意外に輝かな發達の跡を殘してゐる。（中略）古語死語を濫用して古格に拘泥した妙に技巧癖のついた詩歌を新體詩（中略）の本旨となしたは不思議な彗星的の發展と云はねばならぬ[14]

ここでは、先述した有明、泣菫らの古語使用が、文脈を違えて意味づけられなおされ、ある歴史的パースペクティブのもとに書き換えられているのがわかる。つまり、当時における古語使用は詩の語彙の不足補充・国語の語彙を拡張するものとして、言い換えれば言語化不能なものを言語化するための言語の豊饒化として、とらえられていたのだったが、ここでは、『新體詩抄』を「言文一致」の指向に基づくものとしてとらえなおし、それに基づいた理想的詩の発展が、「言文一致」を軸としたものとして仮想される。そして一方の有明らの古語使用は、「言文一致」の正道に反する「古語死語」—古い言葉つまり現代に反する言葉—への歴史的発展として位置づけられているのである。この発言は「言文一致」の起源とそこからの当然の発展を演繹的に算出し、それとは異なるパースペクティブによって詩の歴史を「彗星的」と位置づける試みと言ってよい。これは同時代において自明のものでは決して無く、意識的無意識的な読み変えなのである。

あるいは島村抱月による「百年以前に、ワーズワースが日常普通の言語を以て尋常平凡の人生自然を歌つて新詩歌は燦然たる光を放つた。日本の詩は狭隘な範圍内で、たゞ言葉の遊戯、思想の遊戯をしてゐるやうに見える」[15]。という発言においても「日常普通の言語」に反するものとして暗黙に有明泣菫を位置づけているといえるだろう。夏目漱石の「文學者の中でも昔の趣味を慕う人々は、所謂今の

言文一致體を嫌つて、努めて古語古調を使ふ傾きがあるのは無理もない事である。／最も顯著な例は今の新體詩人といはれる人々だ。あの人々の頭腦は確かに普通の人よりも、高い處に憧がれ、清新な趣味を掬ばうとして居る。ところで、其作詩の上に現代の通俗語を使ふのは何となく下卑た様な感じがするから、勢ひ古語を用ゐる様になる。すると批評家も讀者も、渠は態と不可解の古語をつらね、古調を帶ばせて幽遠がつて居るなどゝ攻撃するが、之は全く立脚地の違つた批評である。詩人自身から見れば、あの様な古語を使ふのは詩的であつて、非常に愉快を覺える所であらう。（中略）特に古語を使ふのが一種の愉快と滿足を與へる事ともなる」という発言も同じ構図に基づくものといえる。(16)

これらの視線変更は、有明泣菫＝古語／新しい詩＝日常言語・言文一致という図式を構成し、言語の新旧を言文一致の有無に仕立て直す発言と言っていいだろう。「言文一致」されない詩としての有明泣菫の読みかえによって、これから「言文一致」される詩が出現する。つまり否定項をたてることによる概念の成型が行われているのだ。

一方、同時期に起こったもう一つの再歴史化は『有明集』に対する評価に端的に示される。『有明集』は、刊行後、相馬御風や『文庫』のメンバーによる合評により次のように酷評されるのである。

> 蒲原有明氏の詩を読んで、いつも感服するのはそのアートである。細緻微妙なそのアートである。（中略）氏は自己の情緒感想を言葉にすることが巧みだ、しかし、（中略）情緒そのものを出す事が出来ない。（中略）氏は到底全人格の同時に燃焼し得る人ではない。我と詩と渾一して歌ひ得るひとではない。(17)

ここにおいては、「言葉」「アート」／「情緒」「全人格の同時に燃焼」という二項対立が作られ、有明集には前者があって後者がない、という非難がなされることになっている。『文庫』の合評会における評価もほぼ同様の論理をとり、例えば松原至文の発言に「過去の美しき、型のある、憧憬或は、高踏派一派の技巧を思ひきつて棄て去る事の出来ずして、その技巧のまゝに新しきものを盛らんとしたものである」とあり、蒲原有明においては「全生活と文芸との一致」「霊肉の一致」(18)を実現することが不可能であると述べられる。つまりここでは「技巧」／「全生活」の対立が作られ、さらにそれを古い／新しいという序列に編成変えしているといえる。こうした評価は、実際『有明集』がどのような表現をとっているか、とは無関係な問題である。そうではなく、極めて抽象的な言葉である「技巧」、そしてこれまた抽象的な「全人格」の有無によって、評価がなされているのである。そしてまた、御風の『春鳥集』評価と『有明集』評価の落差を観察すると、そこには評価言語自体の断絶があることが見て取れるのである。

> 詩人の聖懐眞に羨むべからずや。（中略）『春鳥集』収むる所、長短合せて三十七篇、幽婉玄聖の興致一として胸ふかく沁まざるはなけれど、（中略）幽致玄趣、まことに我詩壇の新彩と

なすべし[19]

『春鳥集』の時点では御風は有明を「幽婉玄聖の興致一として胸ふかく沁まざるはなけれど」と位置づけていたのである。もちろん『有明集』の用語法に『春鳥集』より複雑なものを見ていくことも可能だろう。しかし、それ以前の評価の断絶が重要である。さらにこの二つの文における文体の差―『春鳥集』への評価においては文語調、『有明集』への評価における言文一致の志向、が両者における転換をより明確に枠づけている。

もちろんこの変化は、当時の状況によって行われたものであると言えるだろう。徐々に明らかにしていくつもりであるが、おおざっぱに言ってここにおける評価の転換は、「口語詩」と「自然主義」の顕在化によってもたらされているといえるだろう。しかしそうだとするならば一つだけ奇妙な事態があることを指摘しておく必要がある。これらの文章は「自然主義」論を横目に見たものであるなら、なぜここで評価基準として「情緒」「全人格の同時に燃焼」を持ち出すことができるのか、ということだ。明治四十年代における「自然主義」の評価基準からいえば、おそらく「客観性」の問題がはずせないと思われる。もちろんそれは「詩」だから当然だとか、「自然主義」と「詩」は別問題だとか、言うことはできるだろう。しかし、以下に明らかにしていくことから言えば、これらは「自然主義」の評価基準を横目においた上で、なおかつこうした主張をなし得るそれとは別の土台が存在するからこそ可能になっている評価言語であるととらえていくことにしたい。

1. 人見圓吉『口語詩の史的研究』桜楓社　昭和五十年三月
2. 鈴木貞美『日本の「文学」概念』作品社　平成十年十月
3. 相馬御風「詩壇に對する希望」『文章世界』明治四十二年六月
4. この発言は MM 生「詩界の近状を報ずる書」『早稲田文学』明治四十二年九月の引用によった。本来ならば初出である『トキハギ』第二号を参照すべきであるが、入手困難であり、またここでは詩の現状認識に対する発言の出現を確認することのみが目的なため、孫引きの形となった
5. 蒲原有明「自序」『春鳥集』本郷書院　明治三十八年七月
6. 「春鳥集合評」『明星』明治三十八年九月
7. 伊吹郊人「比興詩を論じて現今の詩風に及ぶ」『読売新聞』明治三十八年十一月五日
8. 櫻井天壇「詩壇漫言」『帝国文学』明治三十八年七月
9. 前掲「春鳥集合評」
10. 「白羊宮合評」『明星』明治三十九年七月
11. RTO「煤拂ひ」『帝国文学』明治四十年十月
12. 『有明集』合評」『文庫』明治四十一年四月
13. 御風生「『有明集』を讀む」『早稲田文學』明治四十一年三月
14. 世詩香（服部嘉香）「言文一致の詩」『詩人』明治四十年十月
15. 島村抱月「現代の詩」『詩人』明治四十年十一月
16. 夏目漱石「文章の混亂時代」『文章世界』明治三十九年八月
17. 御風、前掲「『有明集』を讀む」
18. 「『有明集』合評」『文庫』明治四十一年四月、引用は日本近代詩論研究会／人見円吉編『日本近代詩論の研究』（角川書店　昭和

四十七年三月）によった。

19. 御風生「春鳥集を讀む」『白百合』明治三十八年九月

（たけもと　ひろあき・北海道大学大学院博士課程）